

令和7年度 建築物石綿含有建材調査者講習
「一般建築物石綿含有建材調査者」
修了考査 再受験ご案内

URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教習機関(登録 山形-1)
登録有効期間 2026年9月1日
建設業労働災害防止協会山形県支部
登録番号 : T5010405001851

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました(石綿則第3条、関係告示)。

この度、既に石綿含有建材調査者講習「一般建築物石綿含有建材調査者」を受験し、まだ修了証明書を取得されていない方を対象に、修了考査の再受験を実施いたします。

再受験には有効期限がございますので、交付された受講証明書を確認し、計画的に再受験を受けていただきますようご案内いたします。なお、修了考査におきましては、令和5年3月30日付基発0330第14号通達により、受講免除の科目であっても修了考査は全科目受験が必要と明記されております。

このため、山形県支部では令和7年2月開催の講習より一律全科目受講及び修了考査の全科目受験といたします。
ご理解ご協力をお願い申し上げます。

1 講習開催日

日 程	講習会場
令和 7年 11月 25 日 (火) 14:00~16:00	「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL : 0237-83-2211

2 再受験条件

石綿含有建材調査者講習「一般建築物石綿含有建材調査者」を受験し、合格されていない方が対象です。
受講証明書の写しを添付して下さい。

(注1) 有効期間の確認をお願いします。氏名の変更がある場合は書替が必要です。

3 再受験料(消費税含む。)

再受験料 ・ ・ ・ ・ ・ 7,000円

4 再受験申込方法、手続き

(イ) 再受験手続き

- ① 再受験申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可
- ② 受講証明書の写しを、申込書の裏面に必ず貼付すること。

(注1) 上記①、②を予め申込先に郵送（提出）して下さい。

(注2) 定員（30名）になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

(ロ) 受講料の納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。
（土、日、祝日を除く講習日の5日前まで納入すること）
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 「領収書」は講習当日にお渡しいたします。事前に必要な方はご連絡下さい。

(ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505 寒河江市大字白岩字久保川原1660

建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形 TEL：0237（83）2211 FAX：0237（83）2212

- ① 山形銀行 県庁支店 普通No. 0189758
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
- ② きらやか銀行 山形東支店 普通No. 0063838
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部

※ 申込書を提出後、上記2行のいずれかにお振込み下さい。

5 修了証明証 所定の科目を受講し、修了試験で合格した者に講習終了後、即日交付となります。

6 その他

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。
身分証を忘れると、受講できません。
- ② 遅刻した場合は受講できません。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の5日前（土、日、祝日を除く）までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または
建設業技能安全センター

検索

CLICK!